

小山市立大谷東小学校PTA会則

第1章 名称および事務所

- 第1条 この会は、小山市立大谷東小学校PTAという。
第2条 この会は、事務所を小山市立大谷東小学校におく。

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、保護者と教師が協力して家庭と学校における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
第4条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動を行う。
1 よい保護者、よい教師となるよう努める。
2 家庭と学校の緊密な連絡をはかり児童の生活を指導する。
3 児童の生活環境をよくする。
4 教育施設の充実改善に努める。
5 その他必要な事項についての活動をする。

第3章 組織

- 第5条 この会員となることのできる者は、次の通りである。
1 小山市立大谷東小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。
2 小山市立大谷東小学校の職員
3 その他、この会の趣旨に賛同する者。
第6条 この会の会員は、会費を納めるものとし、会費は月額190円とする。
第7条 各地区に支部をおく。
第8条 この会には、次の役職をおく。
1 役員 会長1名 副会長8名（学校2名） 書記3名（学校1名）
会計2名（学校1名） 会計補佐2名 監査3名
2 委員長 各学年委員長6名 各専門委員長3名
3 委員 各学年委員 各専門委員
4 支部長

- 第9条 前条の役職の任務は、次の通りとする。

- 1 役員
・会長は、この会を代表し会務を統括する。
・副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
・会計は会計事務を処理する。
・書記はこの会の庶務を行う。
・監査は会計監査を行う。
2 会長を除く役員はそれぞれの委員会に属し連絡調整にあたる。
3 委員長は、各委員会の代表者となり、委員会行事運営に当たる。
4 委員は、委員会での企画運営に基づいて会務を処理する。
5 支部長は、支部を代表し支部内の運営にあたり学校との連絡をはかる。
第10条 本会には、顧問をおき運営等について諮問することができる。
顧問は、役員会の推薦を受け総会の承認を受けるものとする。
第11条 委員長、委員、支部長の任期は総会の日から1年とする。役員は原則として総会の日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 役員、委員長、委員、支部長の選出

- 第12条 役員並びに委員長、委員、支部長の選出は、次の通りとする。
1 役員は、別に定める「選考委員会」によって、候補者を選考推薦し理事会を経て総会においてその出席者の過半数の賛同により承認する。
2 委員長は、各委員会において委員の互選で選出する。
3 原則として、学年委員（細則第2章第5条）、専門委員（細則第3章第8条）に記載されている人数とする。
4 支部長は、各地区での互選により選出する。
5 学校代表の役員は、学校長の任命による。
6 委員に選出された際、正当な理由がなく委員会活動に参加をせずに任期を終えた保護者は役員履歴に残さない。

第5章 会議

- 第13条 この会での会議は、次の通りとする。
総会 役員会 理事会 委員会
第14条 総会は、毎年5月上旬までに開き、会務報告、年間計画、決算承認、予算審議、役員承認及びその他の重要な審議を行う。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
第15条 総会は、出席者（委任状提出者も含め）が、会員の過半数を越えた時に成立する。但し、臨時総会の場合はこの限りでない。

第16条 役員会は、この会の企画運営にあたる。
 第17条 理事会は、役員と委員長及び支部長との合同会議を呼び各種事業の立案協議及びその処理にあたる。
 第18条 委員会は、各種事業の遂行のための運営にあたる。
 第19条 学校長は、全ての会議に出席した時、意見を述べることができる。
 第20条 会長は、必要に応じその他の会議を召集することができる。

第6章 委員会
 第21条 この会に、次の委員会をおくことができる。
 校外安全委員会 環境整備委員会 図書委員会 学年委員会
 第22条 委員会の具体的活動等については、別に定める[大谷東小学校PTA細則]による。

第7章 経費
 第23条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入による。
 第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 細則
 第25条 この会の運営に関して必要な細則は、この会則に反しないかぎり理事会の議決を経て定める。
 第26条 この会の会則の改正は、総会において出席者3分の2以上の賛成により改正することができる。

付則 この会則は、昭和45年 4月20日から施行する。
 昭和48年 4月18日一部改正
 昭和50年 4月18日一部改正
 昭和53年 4月22日一部改正
 昭和56年 4月18日一部改正
 昭和58年 4月30日一部改正
 昭和60年 4月20日一部改正
 昭和61年 4月26日一部改正
 昭和62年 5月 9日一部改正
 昭和63年 4月30日一部改正
 平成13年 4月21日一部改正
 平成16年 4月24日一部改正
 平成24年 4月21日一部改正
 平成25年 4月20日一部改正
 平成26年 4月19日一部改正
 平成27年 4月18日一部改正
 平成28年 4月23日一部改正
 平成29年 4月22日一部改正
 平成30年 4月21日一部改正
 令和 3年¹ 1月18日一部訂正
 令和 5年 3月14日一部訂正
 令和 6年 3月12日一部訂正

大谷東小学校PTA細則

第1章 支部
 第1条 学区を原則として自治会単位に分け、それぞれ支部をおく。
 第2条 支部は、支部長1名副支部長、及び委員若干名をもって構成する。
 第3条 支部の任務は次のとおりとする。
 1 必要に応じ支部委員の集会及び地域の保護者と教職員の会を開き、会員の親睦をはかり教養を高める。
 2 校外安全委員会と連絡しあい、学校外における児童の安全の確保や保護善導にあたる。
 3 学校外における教育的環境の整備に努める。
 4 支部内会員の連絡をはかる。

- 第2章 学年委員会
- 第4条 各学年にそれぞれ学年委員会をおく。
- 第5条 各学年委員会の委員は、年度末に各学年で1名×学級数を選出し、次年度に学年委員を務める。立候補者が定数を超えた場合は学年で調整を行い定数内とし、定数に満たない場合は、立候補者が1名未満の学級にて選出を行う。新1年生については、総会までに各学級1名を選出する。
- 第6条 1 各学年委員会の正副委員長は、各学年委員の互選による。
 1 学年委員会の任務は、次のとおりとする。
 1 会員の教養を高め、児童の福祉増進をはかる。
 2 必要に応じ会員の集会を開き、会員の親和と連絡をはかる。
- 第3章 専門委員会及び臨時委員会
- 第7条 専門委員会は、原則として、校外安全委員会、環境整備委員会、図書委員会をおく。
- 第8条 専門委員会の委員は、年度末に各委員12名を選出し、次年度に専門委員を務める。立候補者が定数を超えた場合は、調整を行い定数内とし、定数に満たない場合は上の学年の委員未経験者より選出を行う。なお、新1年生については選出しないものとする。
- 第9条 各委員会に、委員長1名、副委員長及び会計の2名を互選により選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第10条 委員長は会長の承認を得て、委員会を開き司会をする。
- 第11条 校外安全委員会の任務は、次のとおりとする。
 1 交通安全指導や対策について他と協力して推進する。
 2 地域における環境の整備などの活動につとめる。
 3 支部長と連絡しあい学校外における児童の安全の確保や保護善導にあたる。
 4 子ども会等、青少年団体との連携協力をはかる。
- 第12条 環境整備委員会の任務は、つぎのとおりとする。
 1 会員及び児童の福利厚生に寄与する計画に協力する。
 2 学校の施設設備改善に協力し、児童の生活環境をよくする。
- 第13条 図書委員会の任務は、つぎのとおりとする。
 1 児童がたくさんの本に出会い、親しめる環境づくりに協力する。
 2 市立図書館を活用して、授業で必要な参考資料を揃える。
- 第14条 臨時委員会は、上記以外の場合に持つことができる。
- 第15条 会費集金は後援会、緑化、手をつなぐ親の会と同時にするため、年額40円をたし、年4000円を集金する。ただし、年額40円はPTA会費として計上する。転入児童は、月割りで計算して集金し、転出児童は、同様に返金する。(各月15日までに転入した場合は当月から集金し、16日以降の場合は翌月から集金する。転出する場合も、15日までに転出する場合は当月分から返金し、16日以降の場合は翌月分から返金する。)

- 第4章 改正
- 第16条 この細則は、理事会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

- 付 則
- 1 この細則は、昭和60年4月20日から施行する。
 2 昭和63年 4月30日一部改正
 3 平成21年 4月25日一部改正
 4 平成24年 4月21日一部改正
 5 平成25年 4月20日一部改正
 6 平成26年 4月19日一部改正
 7 平成30年 2月 6日一部改正
 8 令和 3年10月27日一部訂正
 9 令和 5年 3月14日一部訂正